車両及び運搬具	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三年
その他のもの	
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五年
その他のもの	四年
乗合自動車	五年
自転車及びリヤカー	二年
被けん引車その他のもの	四年
前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四年
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	四年
その他のもの	五年
報道通信用のもの	五年
その他のもの	六年
二輪又は三輪自動車	三年
自転車	二年

器具及び備品	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
金属製のもの	七年
その他のもの	四年
フォークリフト	四年
トロッコ	
金属製のもの	五年
その他のもの	三年
その他のもの	
自走能力を有するもの	七年
その他のもの	四年
事務机、事務椅子及びキャビネット	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
応接セット	
接客業用のもの	五年
その他のもの	八年
ベッド	八年
児童用机及び椅子	五年
陳列棚及び陳列ケース	
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六年
その他のもの	八年